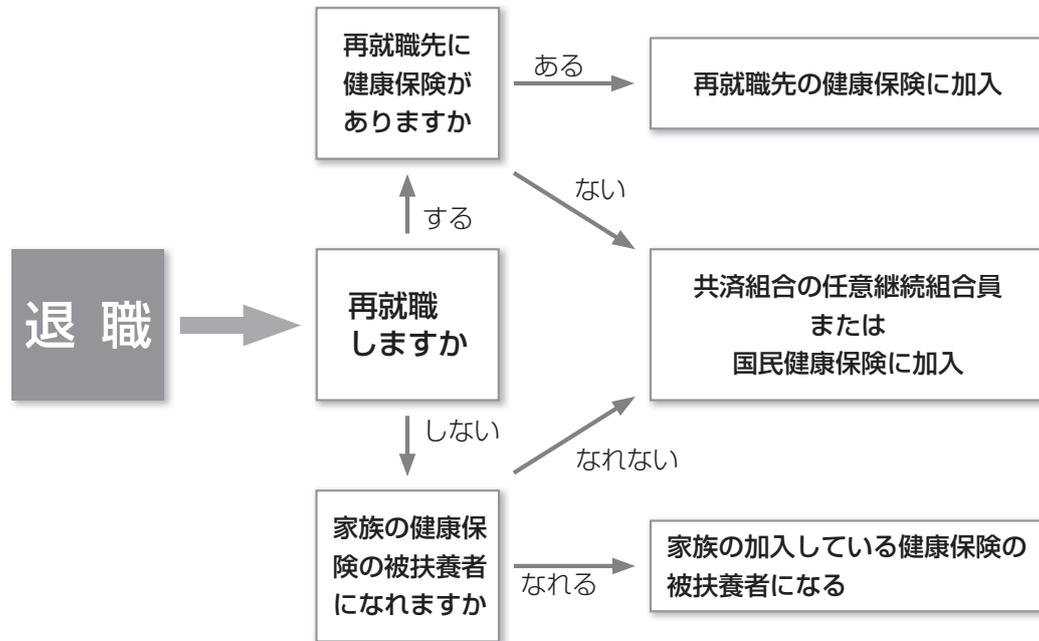


退職予定の組合員の皆さまへ

退職後の医療制度

組合員が退職したときは、翌日から組合員としての資格がなくなりますので、次のいずれかの医療保険制度（後期高齢者医療制度に該当する場合を除く。）に加入しなければなりません。



任意継続組合員制度

この制度は、退職の日の前日まで引き続き1年以上組合員であった方が退職したときに、掛金（所属所の負担金分も含めた額）を負担することによって2年間在職中と同様の短期給付（任意継続組合員の期間内に発生した傷病手当金・出産手当金・休業手当金・育児休業手当金・介護休業手当金を除く）が受けられ、福祉事業のうち貸付事業（高額医療貸付・出産貸付）および貯金事業を利用することができます。

加入の手続き

「任意継続組合員資格取得申出書」を所属所共済事務担当課を通じて、退職日から20日以内に共済組合へ提出してください。

任意継続掛金

次の算式による①②のいずれか低いほうの額です。また、40歳以上65歳未満の方は、介護分も必要です。

区分	掛金月額
組合員期間が15年以上で退職時の年齢が55歳以上の方 (55歳以降で初めての退職であること)	①退職月の給料×0.7×掛金率
	②全組合員の平均給料月額×掛金率
上記の要件に該当しない方	①退職月の給料×掛金率
	②全組合員の平均給料月額×掛金率

〔注〕 平成22年度の任意継続掛金率は、短期113.60/1000 介護14.50/1000です。
平成22年度の全組合員の平均給料月額は329,000円です。
平成23年度の任意継続掛金率と全組合員の平均給料月額はまだ確定していません。

払込方法は年1回払いもしくは年2回払いの前納と、毎月払いがありますが、前納は割引きがあり、途中で資格喪失するときは申し出によりその後の期間分の任意継続掛金はお返しします。また、任意継続掛金を納付期限までに納付されないときは資格喪失します。

任意継続組合員証・任意継続組合員被扶養者証

任意継続組合員証等は、任意継続掛金を納付していただいた期間に応じて発行しますので、たとえば年1回払いで1年分を前納していただくと、1年先までの有効期限を付けた任意継続組合員証等をお渡しします。

任意継続組合員制度と国民健康保険の比較

	保険料	届出	給付内容
任意継続組合員制度	退職月給料等 ×掛金率	共済組合 (退職後 20 日以内)	法定給付の他 附加給付あり
国民健康保険	所得や資産等 を基準に算定	居住地の市町村 (退職後 14 日以内)	法定給付のみ
国民健康保険退職者医療制度 (退職共済年金等の受給者)	所得や資産等 を基準に算定	居住地の市町村 (退職後 14 日以内)	法定給付のみ

退職共済年金の請求手続きについて

在職中に60歳になられ既に請求を行っていただいた方、また今後60歳になられる方についても、退職されることによって、「退職改定の請求手続き」が必要となります。

なお、退職改定の請求手続きを共済組合が指定する期日までに行っていただきますと、平成23年6月15日に4月分、5月分の年金支給が行われます。(年金証書等は、6月初旬頃にご自宅にお届けさせていただきます。)

【支給要件】

次のいずれにも該当するときに受給権が発生します。

- ① 60歳以上の方（受給権発生日は60歳の誕生日の前日となります）
- ② 組合員期間が1年以上ある方
- ③ 組合員期間等※が25年以上ある方

※厚生年金保険、私立学校教職員共済組合制度、国民年金の期間

また、共済組合の期間のほかに組合員期間等（厚生年金保険の被保険者、私立学校教職員共済組合制度の加入者等）があり、上記の支給要件に該当された場合は、その制度における年金を受給することができます。詳細については、年金事務所等へ確認を行ってください。

年金支給開始年齢未満で退職される皆さまについては、年金を受けることができる年齢になられましたら、ご自宅へ年金請求にかかる案内をさせていただきます。